

令和2年7月29日(水)午前9時55分

令和2年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和2年通常総会

開催日時 令和2年7月29日（水曜日）午前9時55分開会

開催場所 アヤハレークサイドホテル 伊吹の間

出席者数（22人）

理事長	谷 畑 英 吾	湖南省長
副理事長	多 胡 豊 章	
会 員	三日月 大 造	滋賀県知事（代）
	佐 藤 健 司	大津市長（代）
	大久保 貴	彦根市長（代）
	藤 井 勇 治	長浜市長（代）
	小 西 理	近江八幡市長
	小 椋 正 清	東近江市長（代）
	橋 川 涉	草津市長（代）
	宮 本 和 宏	守山市長（代）
	山 仲 善 彰	野洲市長（代）
	岩 永 裕 貴	甲賀市長
	福 井 正 明	高島市長
	平 尾 道 雄	米原市長（代）
	野 村 昌 弘	栗東市長
	堀 江 和 博	日野町長
	西 田 秀 治	竜王町長
	有 村 国 知	愛荘町長
	伊 藤 定 勉	豊郷町長
	野 瀬 喜久男	甲良町長
	久 保 久 良	多賀町長
	越 智 眞 一	医師国保組合理事長（代）

1. 議決事項

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 1 3 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について |
| 議案第 1 4 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 1 5 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 1 6 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 1 7 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 1 8 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 1 9 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 2 0 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 2 1 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 2 2 号 | 令和元年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 2 3 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会役員の選任について |

2. 報告事項

- | | |
|---------|--------------------|
| 報告第 2 号 | 専決処分報告 |
| 報告第 3 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録 |

○開 会

午前9時55分開会

◇竹若局長 皆さん、おはようございます。

総会の前に、去る7月11日付で新しく日野町長に就任され、本会の会員になりました堀江和博様をご紹介を申し上げます。

◇堀江町長 皆様おはようございます。頑張ってます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

◇竹若局長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今より国保連合会通常総会を開催させていただきます。開会にあたりまして、谷畑理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇谷畑理事長 それでは、皆さんおはようございます。国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、皆様におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は国保事業の運営に関しまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

それぞれの自治体におきましては、新型コロナウイルス対策ということで大変ご苦勞をいただいていることと存じます。また、国保連合会におきましては、この間、本来業務であります医療機関等への診療報酬の審査支払につきまして、しっかりと果たしますとともに、新型コロナウイルス感染症への影響により経営が困難となった保険医療機関に対する支援といたしまして、減収分相当分の診療報酬等の概算前払いの実施に取り組んでまいったところでございます。

また、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、新たに県から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業のうち、医療機関等の対象施設の従事者への慰労金、また感染拡大防止等のための支援金等の交付事務の協力要請をいただいたところでございます。私ども国保連合会といたしましては、可能な限り医療保険制度と医療機関を支えるべく、協力できるところは協力してまいりたいと考えておるところでございます。

本日は、令和元年度事業報告、決算、また役員の選出についてなど、重要な議案をご審議をいただくこととなります。

また、令和3年度から予定されております、被用者保険分の福祉医療費取扱が社会保険

診療報酬支払基金に移行することに伴う手数料の見直し（案）につきまして、また、第3期中期経営計画につきましてもご説明させていただき予定としております。

何卒、慎重なるご審議を賜りますとともに、本会事業のさらなる充実のため、保険者、市町の実情を踏まえた活発なご意見を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくごお願い申し上げます。

◇竹若局長 ありがとうございます。

本日の総会でございますけれども、新型コロナウイルスの予防策として、会場をアヤハレークサイドホテルとさせていただきまして、予防策をしっかりと講じた上で開催をさせていただいておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の出席状況でございますけれども、国保連合会会員、代理出席の方も含めてでございますけれども、全員出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することを報告させていただきます。

そして、議長を選出でございますけれども、慣例によりまして、谷畑理事長にお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇竹若局長 ありがとうございます。それでは、谷畑理事長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇谷畑理事長 それでは、私が議長をさせていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

まず規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えをいたします。

次に、国保連合会規約第18条の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 ありがとうございます。それでは私のほうより指名をさせていただきます。近江八幡市長の小西理さん、多賀町長の久保久良さんのお二人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議決事項

◇谷畑理事長 それでは、議事に移らせていただきます。

議案第13号、令和元年度事業報告の認定についてから、議案第22号、令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議といたしたいと思います。

事務局から説明を求めます。なお、各議案につきましては、7月13日の理事会において総会附議事項として承認をいただいていることを報告申し上げます。

それでは、事務局お願いいたします。

◇岡田次長 はい。それでは、議案第1号の令和元年度国民健康保険団体連合会事業報告についてご説明を申し上げます。お手元に通常総会資料がございます。その資料ナンバー1をご覧ください。右肩資料ナンバー1でございます。

こちらにつきましては、総会議案を見ていきますと、1ページから68ページになりますけれども、そちらを要約した概要版でございます。こちらで簡単にご説明をさせていただきます。

事業の実施の概要でございますけれども、本会の運営に関する事項につきましては、1番でございますけれども、総会、理事会、冒頭、理事長からもお話ございましたように、総会、理事会につきましては、規約の改正等を行いまして、令和元年度から原則公開、そして議事録も公表ということとさせていただきます。

そして、1番の下から3つ目でございますけれども、中期経営計画の推進会議でございます。後ほど、その他事項でもご説明をさせていただきますけれども、令和元年度に6回推進会議を持ちまして、第3期の計画、令和2年度から翌年度までを策定をさせていただきましたというところでございます。

そして、少し飛びますけれども、大きい3番の国保事業充実強化推進に関する事項でございます。こちらにつきましては、私ども国保連合会では月間を設定いたしまして、保険者を側面からご支援をさせていただきますして、テレビ、ラジオ、ポスター等を作成し、国保の被保険者の方の納付意識の啓発を図ったところでございます。

ページめくっていただきまして、その収納率の結果でございますけれども、上の方のホの下に書いてございます、令和元年度の収納率でございますけれども、対前年度プラス0.01ポイント増の94.1%という結果でございます。

そして、医療費適正化の関係でございますけれども、その下、ジェネリックの差額通知、こちらにつきましては、4回発行をいたしまして、使用割合につきましては、数量ベ

ースで3月調剤分時点で78.91%というところで、国の目標80%にあと少しというところまで迫っております。

そして、1つ飛ばしまして、大きい5番の国保と後期高齢者医療の審査支払に関する事項でございます。こちらにつきましては、私どもの基幹の業務でございます診療報酬の審査支払に関するところでございます。これらの取り扱いの状況につきまして、中段、国民健康保険、後期高齢者医療合わせまして、年間約1,000万件の審査をさせていただきますまして、合わせて約2,800億円の支払いをさせていただいているところでございます。それらの原審査の状況でございますけれども、査定につきましては、約6億3,000万円の査定をさせていただきました。この結果につきましては、全国9位というところで、後ほど、中期経営計画の中でも目標、全国の10位以内というところで達成をしております。

続いて3ページをご覧いただきたいと存じます。一番上の(3)でございますけれども、令和元年5月から柔道整復と同様に、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の療養費の審査のみから支払まで実施をさせていただきました。従来ですと、審査を私どもが行いまして、支払は保険者というところございましたけれども、これらも事務の効率化を図るという目的で私どもが支払まで手伝わさせていただくというところがございます。

そして、その下でございますけれども、共同事業、事務代行業務に関するところがございますけれども、(1)風しん対策でございます。こちらについては、全国的には抗体検査・予防接種に係る請求支払事務を行っておるんですけれども、私どもにつきましては、それに加えまして、クーポン券を市町さんから委託をいただきまして、それらの発行をさせていただいたというところがございます。

そして、大きい7番にまいりまして、保健事業の推進に関するところがございます。こちらにつきましては、③の有識者等からなる保健事業支援・評価委員会を設置し、保険者のデータヘルス計画、保健事業実施計画の評価、支援をさせていただいたところがございますし、また、⑤の重複・頻回受診者等訪問指導事業で保健師による訪問指導を実施させていただきました。これらの保健事業の支援と情報提供を、保健師を中心にさせていただいたというところがございます。

ページめくっていただきまして、4ページでございます。同じく保健事業に関するところで、大きい8番、特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。こちらにつま

しては、県医師会さんの協力も得まして、集合契約を行いまして、県内フリーアクセスで受診が可能という体制をつくり上げまして、その他の支援として、テレビCMあるいは電話勧奨の支援を行ったところでございます。結果として、受診率については、特定健診・特定保健指導ともに対前年度プラスという結果でございます。

その他でございますけれども、大きい10番、11番では介護保険、あるいは障害者総合支援の審査及び支払をさせていただいたというところでございます。

最後に、5ページでございますけれども、広報活動では特に、一番下の丸でございますけれども、薬剤師会さんと連携をいたしまして、薬剤師会さんの健康サポート機能見える化事業との事業連携を図りまして、先程申し上げました、特定健診の受診勧奨チラシを配布いただき、相互に協力をして事業を進めたというところでございます。

以上、簡単でございますが、事業報告でございます。

◇林課長 失礼いたします。決算関連についてのご説明をさせていただきたいと存じます。

総会議案につきまして、議案第14号、ページで言いますと、69ページ、それから議案第22号の191ページでございますが、非常に膨大でございますので、お手元の通常総会資料の中の2-1でご説明をさせていただきたいと存じます。

A4縦の資料2-1をご覧くださいと存じます。まず、大きな1番でございます、本会の会計につきましては、一般会計と8つの特別会計、合わせて9つの会計で構成しております。また、それぞれの勘定の性格を大別いたしますと、①として、手数料、負担金を財源に審査支払の事務執行を伴います6つの勘定、そして、連合会を經由して、診療報酬や介護報酬を受け払うする支払勘定、これが16でございます。これらの合計でございますが、歳入で約4,030億3,600万円、対前年比で3.4%増でございます。また、歳出でございますが約4,027億8,400万円、前年度比で3.4%増、歳入歳出の差し引きが約2億5,100万円でございます。

また、(1)でございますが、事務執行を伴います6つの勘定の概要でございます。歳入の合計が約37億100万円、前年度比が8.9%増でございます。歳出の合計でございますが、約35億4,000万円、9.8%増、歳入歳出の差し引きが約1億6,000万円ということでございます。

また、下段の枠内でございますが、歳入の前年度比較、増減の内容を掲載しております。歳入でございますが、各種手数料の増ということでの原因でございますが、国保手数

料単価の引上げ、新規事業である風しん対策事業、さらには後期の件数増加、また補助金については機器更改、風しん対策事業における国庫補助が増加要因ということでございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、歳出の前年度比較増減の内訳を掲載しております。特に、機器更改費としてKDBシステムをはじめとする各種システムの更改経費、新規事業である風しん対策などが増加の要因となっております。

続きまして、(2)の診療報酬の支払勘定、各種支払でございます。こちらにつきましては、収入合計が約3,993億3,400万円、前年度比で3.3%増、歳出の合計が約3,992億4,300万円、前年度比は同じく3.3%増、歳入歳出の差し引きが約9,100万円でございます。

その次に、主なものとして①から⑥までを掲載させていただきました。①については国民健康保険の支払勘定でございます。この勘定は国保の医療費を受け払いする勘定となっております。対前年度比1.4%増、月平均は約80億円の支払いということになってございます。②については福祉医療費の支払勘定でございます。県や市町の単独事業や福祉医療費を受け払いする勘定で、対前年度比1.8%増、月平均は約7億6,000万円の支払いということでございます。

また、③でございますが、介護保険給付費等の支払勘定でございます。介護保険の事業所に介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合支援事業の受け払いをする勘定で、対前年度比3.4%増、月平均は約84億円の支払いということでございます。

少し飛ばしまして、⑤の後期高齢者医療の支払いでございます。後期高齢者医療の方の医療費を支払う勘定として、対前年度比4.2%増、月平均については約130億円の支払いということでございます。

国保と後期については、速報値ということで、下段のほうに国の数値と滋賀県の数値を比較したものを掲載しておりますので、またご参考いただければと存じます。

以上でございます。

◇谷畑理事長 事務局からの説明が終わりました。ご審議をいただく前に去る7月2日に監査を受けておりますので、栗東市の野村監事さんより監査報告をお願いいたします。

◇野村監事 はい。皆さんおはようございます。監事をお預かりしてます栗東市長の野村でございます。

それでは、監査報告をさせていただきます。令和元年度における業務の概況を聴取し、会計の監査をいたしましたところ、業務の運営については、努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めさせていただきました。令和2年7月2日、監事、西田秀治竜王町長、そして、監事、野村昌弘でございます。ありがとうございます。

◇谷畑理事長 ありがとうございます。なお、監査法人による監査を受けておりますので、監査室よりご報告をさせていただきます。

◇田中監査室長 監査室長の田中と申します。

それでは私のほうから監査法人によります、令和元年度決算に係る監査結果につきまして、ご報告をさせていただきます。本日の通常総会議案書207ページをご覧ください。去る6月12、15、16日の3日間にわたり監査法人によります監査を受検し、その結果が独立監査人の監査報告書として本会理事長宛てに提出されたところです。

208ページの上段の監査意見をご覧ください。当監査法人は財務書類が国保連合会会計規則に準拠して、令和元年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとのご意見をいただきました。

以上、監査報告に代えさせていただきます。

◇谷畑理事長 はい。それでは、事務局より説明いたしました事業報告並びに各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 はい。なしのお声をいただきました。特にご質問、ご意見もないようでございますので、採決に入ります。

議案第13号から議案第22号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 はい。異議なしとお声をいただきました。全員賛成と認め、議案第13号から議案第22号までは、原案のとおり議決をいたしました。

続いて、議案第23号、役員を選任についてですが、これは人事案件でございますので、後ほどご審議をいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 ありがとうございます。それでは、ご異議ないようですので、そのように

させていただきます。

次に、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告及び報告第3号、財産報告について、一括して事務局から説明を求めます。

◇林課長 失礼いたします。専決処分報告、それから財産報告でございます。議案書の210ページをご覧いただきたいと存じます。青の合紙が入っている次のページとなっております。7つの専決処分報告がございます。

まず、第1でございますが、職員の服務規則の一部を改正する規則の制定ということでございます。これは、規則中の文言を改めるとともに、特別休暇についての追加を行ったものでございます。

2つ目は事務局規則の一部を改正する規則の制定でございます。令和2年4月から事務局体制を改定するために規則の制定をしたというところでございます。

3つ目が、令和元年度一般会計歳入歳出補正予算です。これは、特定健診・特定保健指導等特別会計への繰出しを行うための補正となります。

4つ目が、令和元年度の診療報酬審査支払特別会計の歳入歳出第4回補正予算です。風しん対策事業に係る補助が国庫補助とされたため、補正を行ったものでございます。

5つ目が、令和元年度特定健診・特定保健指導等事業特別会計の第3回補正予算でございます。一般会計からの繰入れによる補正としたものでございます。

以上5つは、3月17日に理事長の専決をいただいているところでございます。

それから、6つ目でございます。令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算、第1回の補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症対策として、令和2年5月診療分の概算前払いについての補正でございます。国保、後期合わせて2,900万円の補正ということで、本会が一時借入れによって支払いを行っております。

7つ目が、令和2年度の後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。こちらにつきましては、6と同じ理由での補正ということでございます。関連として、資料ナンバー5、資料ナンバー6に概算前払い関係、それから、当会での新型コロナの対応について、を掲載いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上2点につきましては、6月17日、理事長専決をいただいたところでございます。

それから、財産目録でございます。244ページ、一番最後のページでございます。報

告第3号ということで、財産目録を掲載しております。244ページから245ページということでございます。令和2年3月31日時点のものでございます。

以上でございます。

◇谷畑理事長 それでは、報告事項を終わります。

それでは、説明事項が3点ございますので、事務局から説明願います。

◇林課長 失礼いたします。引き続きまして、資料ナンバーで言いますと3-1からになるんですが、資料ナンバー3-2の概要版というもので少しご説明をさせていただきたいと思っております。

被用者保険分の福祉医療費の取扱いが社会保険診療報酬支払基金に移行することに伴う福祉、国保、後期の手数料の見直しの案でございます。令和3年4月診療分より、福祉医療費のうち、被用者保険分が支払基金へ移行となるということでございます。このことについて、福祉医療費連名簿の作成が不要になること。また請求事務費の廃止ということ、それから、市町で行っていただいている福祉に係る高額療養費の負担金回収事務が軽減されるなど、市町の事務の効率化が図られ、制度の一層の適正化につながるものと考えております。

しかしながら、国保連合会においては取扱件数の大幅な減少のため、福祉、国保、後期で一体的に行っている国保総合システムの運用をはじめ、業務を安定的に継続していくために、国保、後期手数料の見直しを同時に行っていくことが必要と考えております。ご説明させていただく資料については、これらの見直しをまとめたものでございます。

それでは、概要版の資料ナンバー3-2で説明させていただきたいと存じます。まず、1ページをご覧くださいと思います。これまでの福祉医療費の取扱いを取りまとめさせていただいております。福祉医療費につきましては、昭和48年に創設され、福祉医療費助成基金という組織で事務を行っておりましたが、取扱件数が増加し、体制の拡充が課題になってまいりました。県、市町では、平成9年度から検討を行い、業務を国保連合会に委託することが最善とされたところでございます。この取扱いにあたっては、医療機関の協力を得ながら、平成12年度から国保連合会での取扱いということになってまいりました。また、市町事務の効率化のために、資格確認や福祉月報といった共同処理も同時に処理を開始したところでございます。

下段のグラフについては、滋賀県における福祉医療費の事業の推移ということで、取扱いの経年の変化を表したものでございますので、ご参照いただければと思います。

それから、2ページでございます。被用者保険の福祉医療費が支払基金に移行することに伴う本会の影響ということで記載をしております。平成24年度から審査支払業務を一元的に処理する国保総合システムが整備され、国保、後期合わせて福祉分を国保総合システムのカスタマイズによって、一体的に運用してまいりました。

左下のグラフでございますが、経常的運用経費相当額を経年で示しております。令和3年度に福祉医療費が移行するという事で、福祉の手数料、この青い部分でございますが、大幅に減少するという事になってまいります。そのため、国保総合システム運用経費等、財源が不足するということが予想されております。一方で、主要な経費である職員の総数でございますが、グラフ5のとおりでございます。抑制に努めてまいっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、安定的に国保総合システムの運用を行っていくということで、福祉、国保、後期の経費、それぞれの手数料の積算の考え方を総合的に見直しをすることが必要ということで考えております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。福祉医療費の見直しでございます。被用者保険分の福祉医療費の移行ということで、パンチ経費が不要になってくるということでございます。また、一方で、収入は1億2,000万円減収ということから、差し引き7,000万円が減収ということ想定しております。福祉医療費のみで減収分を補填することになりますと、福祉の手数料を約50円引き上げということになってまいります。

しかしながら、国保、後期の審査支払業務遂行に必要な負担が、付加的な福祉医療費の取扱いによって低減されてきたということもございまして、この不足分の補填を共有する経費、これまでの負担構成を基本としつつ、福祉、国保、後期の手数料をそれぞれの見直しで対応することが必要と考えております。ついては、被用者保険分の福祉医療費の取扱いがなくなることから、不足分の7,000万円のおおむね3分の2を福祉手数料で見直しすることとして、33円の引き上げをお願いし、49円から82円とさせていただきますと考えております。

また、右側に比較のグラフを掲載しております。福祉の見直し、速報分について、後ほどまたご説明させていただきますが、見直し後の全国との比較をさせていただいたグラフでございます。見直し後と比較した場合でも、大きな差はないものと考えております。

また、下段でございますが、共同処理手数料の見直しというところでございます。資格確認、福祉月報の作成ということで、こちらについても、引き続き国保連合会でやってい

くということですが、改めて支払基金からデータを頂くということですので、3円から5円程度引き上げが必要と考えております。こちらについては、改めてご連絡させていただきたいと存じます。

それから、4ページでございます。国保手数料、後期手数料の見直しということでございます。残る3分の1について、国保、後期の手数料の見直しにより、補填をさせていただきたいというものでございます。また、手数料の見直しにあたり、国保と後期の手数料を同一単価として設定をさせていただきたいと考えております。

国保の手数料につきましては、この右側のグラフ3で記載させていただいているとおり、おおむね経常的経費の抑制を図ってまいりました。また、福祉医療費の取扱いにより、福祉医療費の取扱いと国保が共有している国保総合システム等の運用経費の増加、運用経費について、一部を共有する経費に充てるということで、福祉手数料の単価を低減してまいりました。

一方で、後期高齢者医療につきましては、平成20年度から開始され、前身の老人保健法の手数料が国の手数料単価であったことや、後期の保険財源を可能な限り低めに設定するという考えの下に徹底してまいりました。そのため、国保と後期の手数料の差が生じているというところでございます。今後、減少が見込まれる国保に対して、増加が見込まれる後期との適正な負担の確保や国保の手数料の軽減に貢献してきた被用者保険の福祉手数料収入がなくなることとを考慮して、同一単価を設定したいと考えているところでございます。

続いて、5ページをご覧くださいと存じます。同一単価設定としてございます、国保、後期の共有する経費でございますが、こちらに記載しております6億1,900万円、ここに不足分の3分の1の2,400万円を加えたものを取扱件数で割りますと、64円ということで、国保、後期とも64円という形で見直しをさせていただきたいというものでございます。

また、国保の手数料引き上げ、後期は引き下げるという形になります。下記のグラフでございますが、こちらについては、青色が国保の今後の想定の数と手数料収入のイメージでございます。右側の赤で記載しているのは、後期の経年の手数料の数値でございます。これで国保は減少、後期は増加ということが見込まれるため、保険者の手数料単価としては、負担は今後、関連したものになってくるものであると考えておるところでございます。

それから、5番目の手数料見直しについての経過措置でございますが、請求事務費が2ヶ年にわたっての段階的廃止が予定されているため、トータルコストの変化の均衡を図る観点から、引き上げを行う見直しは2ヶ年にわたって段階的にさせていただきたいと考えております。

最後に6ページでございます。ここでは、手数料見直しによる保険者との負担の比較を示したものでございます。見方でございますが、福祉について、表頭の制度、説明、負担増、負担減という書き方をさせていただいておりますが、制度の福祉というところをご覧いただきますと、一番上の国保連合会に支払う審査支払手数料を46と書いておりますが、これが4,600万円増加するというものでございます。逆に、この部分で言いますと、④のところでございますが、医療機関に支払う請求事務費廃止ということで1億9,000万円マイナスということになってまいります。これを積み上げますと、一番下の総合計となりますが、総合的にはマイナスということでございますので、今回の制度改正と併せて、全体ではマイナスという形でさせていただくことができると考えております。

今回ご説明させていただいた件につきましては、改めて10月の国保主管課長会議においても、次年度予算としてご提示させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

◇中村課長 失礼いたします。続きまして、第3期中期経営計画についてでございます。本日の通常総会資料4-1、4-2でございますが、要約いたしました資料4-1で説明をさせていただきます。

まず、策定にあたってということで、29年度から5ヶ年で第2期中期経営計画ということになっておりましたが、その進捗状況を評価し、変化いたします情勢に的確に対応するため、基本計画を3年に改めまして、第3期中期経営計画を策定いたしました。計画期間につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間、推進体制につきましては、職員で構成をいたします中期経営計画推進会議において、毎年進捗状況について点検し、必要に応じて計画の見直しを行うということとしております。

基本理念につきましては、保険者、広域連合から、より一層信頼される組織となることを目指すということで、3年後の国保連合会の望ましい姿ということで、1ページ下段に上がっております5つのことを柱に計画を策定しております。

ページめくっていただきまして、2ページ、3ページでございます。その柱に基づきま

して、基本方針といたしまして、まず、(1) 質の高い審査支払業務の遂行ということで、審査の質の向上ということで、査定率の向上等の計画を立てています。

2番目の柱としまして、共同事業ということでございます。①としまして、保険者サービスの充実強化ということで、国保、後期高齢者、介護、障害等、共同事業の充実強化を図るという計画でございます。②としましては、国保制度改革を踏まえた新たな支援ということで、国保総合システム拡充等の支援をさせていただきます。③として、保険者努力支援制度に向けた保険者支援ということで、重複・頻回受診者等訪問指導事業等の支援を行っていくということでございます。

3つ目の柱としまして、保健事業ということで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援ということで、保険者が行われます保健事業を積極的に支援していくということでございます。

3ページのほう、4つ目の柱でございますが、組織体制の整備及び財政基盤の確立、5つ目としましては、安全管理体制の確立ということでございます。

詳細につきまして、資料4-2に挙げておりますので、またご覧いただきたいと思ます。

以上でございます。

◇林課長 もう一点でございます。資料ナンバーの7でございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の一部受託についての案でございます。

今般、県の補正予算が成立し、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について、医療機関、介護施設、障害者支援施設等従事者への慰労金並びに感染拡大防止のための支援金の交付事務について、業務の一部を国保連合会に委託したいとの協力要請をいただいたところでございます。

具体的には、2ページ、3ページでございます。それぞれの制度の概要を掲載させていただいております。こちらについては医療の部分でございますが、この2ページ、事業内容、真ん中の四角のところでございますが、具体的には新型コロナ感染症に対する医療提供者の方に対し、医療従事者や職員の方に対して慰労金として最大20万円を給付する、それから、3ページでございますが、こちらは支援金ということで、新型コロナ感染症疑いの患者、その他の患者が混同、混在しないよう、動線確保などの院内での感染症拡大を防ぐための取組を行う医療機関、薬局等について、感染拡大防止対策に要する費用の補助を行うというものでございます。こちらについての業務の一部を委託したいというこ

とでございます。

本会につきましては、オンライン請求等のインフラを有し、医療機関等への給付事務を行っており、効率的な事務が実施可能なことから、可能な限り医療保険制度を支えるため、県からの事務を受託することとしたいと考えておるところでございます。

具体的な業務でございますが、特に3点ございます。1つは申請受付でございます。オンライン請求など、国保連合会の持つインフラを活用した対象施設からの申請受付でございます。

2つ目が振込業務でございます。国保連合会の持つ口座情報を活用した支払業務ということでございます。

それから3つ目が審査業務ということで、申請書類の書面審査及びコールセンターの設置ということでございます。申請期間については、令和2年8月から令和3年3月までということでございます。

それから、事業規模および財源でございますが、慰労金、支援金総額で約120億円、県の予算ベースでございます。上記財源についてでございますが、事業実施のための連合会事務費を含めて、全て県からの委託料ということでございます。

最後の囲いのところでございますが、今後の予定ということで、現在、具体的な流れについて県と協議をさせていただいているところでございます。内容が確定次第、連合会において速やかに予算手続き及び受託手続きを進め、可能な限り早期の事業実施を図ることとしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇谷畑理事長 はい。只今、3点について説明がございました。只今の事務局からの説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

◇会員（三日月滋賀県知事 代理 健康医療福祉部長 川崎氏） 最後にごございました慰労金と支援金の支払いでございますが、県としても多大な事務になると思っております。ぜひとも国保連の皆様にご協力いただきたいと思います。私のほうからもお願いをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

◇谷畑理事長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

はい、福井市長。

◇福井高島市長 確認ですけど、今の最後の新型コロナの位置づけになってくるんですけども、1ページにそれぞれ具体的な業務が書かれているんですけども、ただ、県から

具体的な支援金の支払事務の取扱いについて、説明をまだ聞かせてもらっていないと思うんですけども、これを国保連合会で一括、申請から審査業務ということが書かれているんですけども、具体的に各構成市町で予算措置をすること、あるいは交付事務をやることについても、一括全て国保連合会でやっていただけるという理解でいいのでしょうか。

◇谷畑理事長 事務局。

◇林課長 ご質問ありがとうございました。全て県からの委託料ということで処理をいたしますので、特に市町の方にご負担をかけるようなことはないということでございます。

◇福井高島市長 はい、よろしいです。

◇谷畑理事長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今の被用者保険分に係る福祉医療費の取扱いが社会保険診療報酬支払基金に移行することによりまして、手数料の見直しが必要となってくるということについてご説明申し上げましたけれども、今後は第3期中期経営計画の3. 基本方針(2) 共同事業の保険者サービスの拡充強化にありますように、後期高齢者医療広域連合の行っております事務の代行業務の充実強化ということも必要となつてまいったと考えておりまして、被保険者の負担の軽減、また各保険者団体の財政負担の軽減ということについても模索をしてみたいと考えております。この点につきましては、去る7月17日の滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会におきましても、宮本広域連合長から同様の方針の表明をいただいたところでもございまして、できる限り両方で協議を行って、効率化を進めてまいりますとともに、先ほど言いましたように、新型コロナ対策につきましても努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で説明事項を終わらせていただきます。

それでは最後になりましたが、議案第23号、役員を選任について事務局から説明を求めます。

◇竹若局長 総会議案の209ページをお開きいただきたいと思います。ちょうどこの合紙があるその前のページになりますけれども、議案第23号の役員を選任についてでございます。本会の副理事長であり、常務理事でございます多胡豊章さんにおかれましては、この7月末をもって退任をされることになりました。

また、町を代表する理事さんから、これまでの慣例により副理事長をお務めいただいておりますけれども、現在、空席になってございます。つきましては、新たな役員お二人について選出をお願いするものでございます。

選出方法についてでございますけれども、町を代表する理事さんにつきましては、町村会よりご推薦をいただいております。また、学識経験の理事につきましては、理事長よりご推薦をいただいておりますので、その方々を後任の理事としてお諮りをさせていただきたいと存じます。

なお、いずれも任期は前任者の残任期間でございます、令和3年7月31日までとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、役員候補者としてご推薦をいただいた方々の資料を配付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

〔事務局 役員候補者名簿を配付〕

◇谷畑理事長 それでは、只今、事務局より説明及び資料配付をいたしました役員候補者のうち、学識経験の理事につきましては、事務局配付資料のとおり、医療制度にご経験があり、また幅広い行政経験もお持ちで、今後の国保連合会の運営に有益な方と判断し、理事長のほうより推薦をいたしました。

それでは、提案がございました役員候補者のとおりに決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇谷畑理事長 ありがとうございます。それでは全員賛成と認め、議案第23号、役員を選任については、只今、事務局から提案のありましたとおりに決定をいたします。

以上をもちまして、本日の総会の議事は全て終了いたしますが、副理事長、常務理事につきましては理事会において互選することになっておりますので、直ちに理事会を開催することといたします。

◇竹若局長 どうもありがとうございました。それでは、理事の方々については事務局の方でご案内をさせていただきますので、比良の間にお集まりのほうをよろしくお願い申し上げます。

また、会員の皆様方につきましては、選出が終わりますまでしばらくお待ちいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔別室にて第3回理事会の開催〕

◇竹若局長 大変お待たせをいたしました。只今の理事会におきまして、副理事長並びに常務理事の互選をいただきましたのでご報告をさせていただきます。資料を配付させていただきます。

[事務局 役員名簿を配付]

ご報告させていただきます。副理事長に甲良町長、野瀬喜久男様。なお、野瀬副理事長につきましても、理事長の指名により理事長職務代理者をお務めいただきます。同じく、副理事長に桂田俊夫様。なお、常務理事につきましても、桂田副理事長に兼務をいただきます。

それでは、新副理事長に選任をされました甲良町の野瀬喜久男様からご挨拶をお願い申し上げます。

◇野瀬副理事長 皆さん失礼いたします。このたびは理事に互選をいただき、さらには副理事長という重責に選任をいただきました。谷畑理事長を支えられるよう、一生懸命その任を務めてまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

◇竹若局長 ありがとうございます。同じく新副理事長に選任をされました桂田俊夫様からご挨拶をお願い申し上げます。

◇桂田副理事長 皆さんこんにちは。只今、紹介いただきました桂田でございます。就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

滋賀県の国保連合会は伝統的な組織であるにも関わらず、診療報酬等の審査支払はもとより、これまでも積極的に様々な事業に取り組んでこられていると伺っております。そうした中、私が副理事長兼常務理事という大役を承ることになりました。大変光栄でございますとともに、身の引き締まる思いでございます。

国保連合会を取り巻く状況は今後ますます厳しくなると思います。審査支払機関のあり方など、いろいろ大きな課題があるように伺っております。もとより、浅学非才で微力ではございますが、精一杯努力いたしまして、重責を全うしてまいりたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

◇竹若局長 ありがとうございます。そして、今回退任されます多胡副理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇多胡副理事長 一言御礼のご挨拶を申し上げます。平成27年8月よりこの大役をいただきまして、何とか務めさせていただくことができましたのも、谷畑理事長をはじめ、会員の皆様の深いご理解とご支援という、そのおかげということで深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

只今、私の後任となります桂田さんが常務理事兼務の副理事長ということでご選任をいただきました。どうか引き続き、国保連合会へのご理解、ご支援を賜ることをお願い申し上げます。簡単ではございますが、皆様方への御礼のご挨拶とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

(拍手)

◇竹若局長 ありがとうございました。多胡副理事長、本当に長い間ありがとうございました。副理事長の今後ますますの活躍とご健康を祈念して、皆様方のいま一度盛大な拍手をよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○閉 会

◇竹若局長 それでは、長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして通常総会を閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。

午前10時51分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和2年10月19日

議長
湖南市長

谷畑英子

議事録署名者

近江八幡市長

小西理

多賀町長

久保久良